

## 契約書チェックリスト

以下の項目を、今の契約書と照らし合わせてみてください。一つでも「いいえ」「わからない」があれば、点検の価値があります。

- 今の工事請負契約書は、2020年4月以降に内容を見直したものである
- 契約書に「瑕疵担保」ではなく「契約不適合責任」の語が使われている
- 契約不適合責任の期間の起算点が、改正後の「知った時から1年（通知）」を踏まえている
- 免責特約が、新築住宅の基礎・雨漏り部分には及ばないこと（品確法10年）を理解している
- 注文者が消費者の場合と事業者の場合で、契約書を書き分けている
- 下請に発注する契約書と、元請から受ける契約書を、それぞれ点検したことがある
- 自社が引き渡した過去の工事について、まだ責任が残りうる範囲を把握している
- 免責特約が、自社の取引実態（工事の種類・相手方）に合った内容になっている
- 契約不適合が見つかった際の、通知・対応のフローを社内で決めている
- 契約書の内容について、専門家に点検してもらったことがある

### ご相談はこちらから

弁護士法人リブラ法律事務所

所在地：大分市中島中央 2-2-2

電話：097-538-7720

FAX：097-538-7730

Email：lybra@triton.ocn.ne.jp

Web：lybralaw.com

- 初回相談料：30分 5,500円（税込）
- Web相談・電話相談に対応
- 相談のみのご利用も可能です